

地域科学技術実証拠点整備事業
公募要領

平成28年10月

文部科学省

<目次>

1. 本事業の趣旨・目的	1
2. 本事業の構成及び対象となる事業者等	1
3. 提案に必要な要件及び審査の方法等	3
4. 公募手続及びスケジュール	6
5. その他	9

【提案書類の様式】

様式1 地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書

様式2 地域科学技術実証拠点計画概要

様式3-1～様式3-4 地域科学技術実証拠点計画詳細

様式4 地域科学技術実証拠点計画ロードマップ

1. 本事業の趣旨・目的

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方創生を実現するために、科学技術イノベーションが果たす役割は極めて重要です。

地域科学技術政策は、地域科学技術イノベーション実現のためのきっかけ・仕組みづくりの段階から、地域内外の有望な技術シーズ等を生かしつつ、地域からグローバル展開も見据えた社会的にインパクトの大きい事業化の成功モデルを連続的に創出する段階へとステージアップすることが求められています。

このため、本事業では、基礎研究等で生まれた研究成果等を踏まえ、産学官が一つ屋根の下に集い、産学官による共同研究開発を通じて、事業化の加速等を図っていくための、研究開発機能を有する施設・設備の整備の支援を行います。地域が有する資源等を効率的・効果的に活用し、社会的なインパクトを有する先進的で持続可能な事業化へとつなげることで、新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図りつつ、科学技術イノベーションを通じた国富の増大を目指します。

2. 本事業の構成及び対象となる事業者等

(1) 本事業の構成

本事業は、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金による「産学官共同利用施設整備」と地域産学官連携科学技術振興事業費補助金による「産学官共同利用設備整備」の2つで構成されています。

(2) 対象となる事業者

事業者とは、本事業により施設・設備の設置及び所有を行おうとする者をさします。対象となる事業者は以下のとおりとします。

- ① 国公立大学、大学共同利用機関法人、高等専門学校及び国の所管する科学技術を担う法人（以下、「大学等」という。）
- ② 都道府県及び政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）並びに都道府県等の所管する科学技術を担う法人（以下、「都道府県等の法人」という。）

(3) 対象となる事業

①産学官共同利用施設整備

産学官が一体となり、イノベーションの創出に向けた実用化研究開発の加速化を図るための研究開発機能を有する施設を整備します。したがって、基礎的な研究活動や施設の一般開放のみを目的とした事業は対象となりません。

新築だけでなく、既存施設の増築又は改修も可能です。

②産学官共同利用設備整備

産学官が一体となり、イノベーションの創出に向けた実用化研究開発の加速化を図るために、研究開発機能を有する設備等を整備します。したがって、基礎的な研究活動や、設備の一般開放のみを目的とした事業は対象となりません。

※①かつ②の提案又は①のみ若しくは②のみの提案も可能です。

※②のみの提案の場合には、産学官が一体となり科学技術イノベーションを実現するために、それぞれの組織が入居可能なスペースが確保されている既存施設に対して整備するものに限ります。

(4) 対象となる経費

①産学官共同利用施設整備

- ・ 建築計画に関する調査、設計及び監理に必要な経費
- ・ 工事費（新築、増築又は改修）

産学官共同利用施設の整備にあたっては、新築のみならず既存施設（他の補助金等により整備したものである場合には、当該他の補助金等の処分制限等に注意すること）の増築や改修（資産価値の増加するものに限る）に係る経費を対象とすることができます。ただし、建物本体及びそれに必要な外構に係る経費以外（土地の取得や造成、既存施設の解体、埋蔵文化財の発掘調査に係る経費等）は対象となりません。また、整備する施設の一部に福利厚生機能等の研究開発成果の実証等に関係のない機能を有する場合は、部分的に対象外となります。

②産学官共同利用設備整備

- ・ 設備の購入に必要な経費
- ・ 設備の据付け・活用等に必要な経費

事業の目的を達成するうえで、本事業で購入する設備と併せて使用する必要があり、かつ、新たに購入するよりも経済的である場合には、既に整備した設備（他の補助金等により整備したものである場合には、当該他の補助金

等の処分制限等に注意すること)の据付け・移設に係る経費を対象とすることができます。

※原則として他の補助金との重複受給は認められません。ただし、他の補助金と本事業の対象経費を明確に区分できるものについては、その限りではありません。同様に、自己資金や外部資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。

(5) 事業の開始時期

交付決定後すみやかに事業に着手してください。

3. 提案に必要な要件及び審査の方法等

(1) 提案者

提案は以下の条件とすることとします。

- ・ 中心となる事業者が、2.(2)①の「大学等」に該当する場合には、都道府県等との共同提案
- ・ 中心となる事業者が、2.(2)②のうち「都道府県等」に該当する場合には、大学等との共同提案
- ・ 中心となる事業者が、2.(2)②のうち「都道府県等の法人」に該当する場合には、大学等及び都道府県等との共同提案

※事業者としての提案は、原則2.(2)の対象となる事業者あたり1件とします。

※共同提案者は複数となっても構いません。

※2.(2)の対象となる事業者は、構想を実現するうえで真に有効であると認められる場合に限り、1つの申請書の中で2事業者まで含むことが可能です。

(2) 提案の要件

提案の内容には以下のことを求めます。

- (ア)将来的に事業化が期待できる有望な技術シーズ・研究開発課題等が存在し、当該拠点での実証等が見込まれる、若しくは域外から技術シーズ等の事業化資源を取り込むことで当該拠点での実証等が見込まれること
- (イ)事業化を通じた産業や雇用の創出による経済的効果が高く、国富の増大

- だけでなく地方創生の実現が見込まれること
- (ウ)産学官による施設・設備の共同利用による活用及び十分な運用機会が見込まれること
 - (エ)地方創生を実現できる産学官の強固な連携体制（企業の参画の見込みも含む）の構築が可能であるとともに、研究開発及び事業化に向けたロードマップが明確であること
 - (オ)課題解決のための基礎研究から実証までを一貫して取り組む拠点となりうるポテンシャルを有していること
 - (カ)地域科学技術実証拠点が事業者の組織体系に組み込まれること等により、管理体制が明確であるとともに、利用者から適正な対価を徴収することで、長期的かつ計画的に、運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること
 - (キ)施設・設備を整備する土地又はスペースが確保されていること

(3) 審査の観点と具体例

(2)の要件を満たしたうえで、社会的なインパクトと実現可能性について、以下の各観点にしたがって審査を行います。あくまでも審査の観点であるため、下記を全て満たしていなければならないということではありません。また、各審査の観点において、特に優れている点等が存在している場合は、審査において特に考慮する場合があります。

- (i) 技術シーズに基づく事業化構想の優位性・実現可能性
 - ・ 技術シーズ、研究開発課題及び事業化構想が有望であり、社会的インパクトのある事業化を実現できるものであるか
 - ・ 域内で有する技術シーズや域外から取り込む資源等は事業化を考えるうえで競争優位性を有しており、企業からの引き合いや社会の要請等、大きなニーズが顕在化しているものか
 - ・ 科学技術イノベーションの波及効果が定量的に示されているなど、経済活性化に係る社会的インパクトを有し、かつ実現可能なものであるか
 - ・ 技術シーズ、研究開発課題及び事業化構想は、大規模産学官連携拠点形成の基盤となりうる可能性を有しているか
 - ・ 大学等の一研究者対企業による共同研究等にとどまらず、学際的な視点も含め、組織対組織による産学官連携体制が構築できるか
 - ・ 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム、センター・オブ・イノベー

ション（COI）プログラムや他の支援プログラム等を通じて、拠点で実施を予定している研究開発プロジェクトが、研究開発活動費の観点から継続的に維持できる見込みがあるか

(ii) 企業の参画による事業化に向けた持続的な取組

- ・ 施設・設備の整備が完了した時点で、設定した研究テーマに基づく企業等の入居・利用が確実となっているか
- ・ 技術シーズ、研究開発課題等を通じて企業等の本格的な参画（技術的・人的・物的・経済的資源の確保等）を得ることが可能か
- ・ 参画企業は、事業化構想及び目標の達成に資するポテンシャルを有しているか
- ・ 参画企業は、研究者の常駐等を通じて、施設・設備を日々活用する可能性を有しているか
- ・ 参画企業は、地方創生に貢献することが可能な企業であるか
- ・ 参画企業による事業化への適切なテーマ設定、ロードマップの策定、リソースの確保ができているか

(iii) 地方創生としての役割

- ・ 地域活性化に向けて、自治体・大学等が、地域科学技術による地方創生の新たなモデルとなりうるような連携・協働体制を構築できているか
- ・ 拠点の中で取り組む研究開発から見込まれるイノベーションの地方への波及効果が定量的に示されているなど、地方経済の活性化の視点があるか
- ・ 地元企業等による幅広い目的に応じた施設・設備の共同利用等の推進により、地域科学技術イノベーションの実現に係る寄与があるか
- ・ 他の地方創生に資する支援プログラムの活用等を通じて、地方創生における本事業の政策効果が高まるような提案となっているか
- ・ 自治体等の地域構想に基づく提案であり、地方創生における本事業の政策効果が高まるような提案となっているか
- ・ 災害からの復興やその他地域の特性・事情を踏まえ、社会的要請から国が優先的に支援を行う必要性があるか

(iv) 施設・設備等の維持・管理体制／施設・設備の内容

- ・ イノベーション創出に向けた新規性・革新性を有する施設・設備となっているか

- ・ 自治体、大学、企業等それぞれの研究等のスペースを設け、参画企業の研究者が常駐するなど、産学官の物理的な連携・実施体制が確保されているか
- ・ 事業で整備する施設・設備の共同利用計画及び事業者の管理体制が明確であり、十分な運用機会による利用者からの適切な資金確保のもと、中長期的にも自立的かつ計画的な運営・維持管理が見込めるか
- ・ 施設・設備を整備する機関において、経営者層のリーダーシップ等による全学的又は組織的な合意形成に基づく提案となっているか
- ・ 施設・設備を整備する機関において、省エネルギーの推進や維持管理コスト削減等に資する提案となっているか

(4) 審査の方法

文部科学省が、有識者で構成する審査委員会を設置し、審査委員会が提案内容について書面審査等により総合的に審査を行い、文部科学省に対して推薦順位を決定します。

なお、審査委員会の書面審査において追加でヒアリングが必要と判断された提案については、ヒアリングを実施します。ヒアリングの日程は、12月13日（火）を予定しています。

(5) 採択する規模の見込み

本事業の総額は150億円です。

本事業で整備する1拠点あたりの支援規模は、例えば、施設・設備ともに整備する場合には最大10億円程度、施設のみを整備する場合には最大10億円程度、設備のみを整備する場合には最大6億円程度を見込んでいますが、全体予算額を勘案しつつ、提案に応じた適正な規模を交付決定します。

審査の結果により、整備する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、交付決定時において、支援規模等も含め、改善意見を反映させた決定を行う場合があります。

4. 公募手続及びスケジュール

(1) 提案書の提出

<提出書類>

- ① 地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書【様式1】

- ② 地域科学技術実証拠点計画概要【様式2】
- ③ 地域科学技術実証拠点計画【様式3-1～様式3-4】
- ④ 地域科学技術実証拠点計画ロードマップ【様式4】
- ⑤ 申請内容のポイントのわかるパワーポイント資料
- ⑥ 申請内容のポイントのわかる動画
- ⑦ 【任意提出】参画企業からの推薦書・念書等
(⑤～⑦については任意様式)

(⑤について)

- ・ 様式等は自由です。追加の面接審査の対象となった場合に、プレゼン資料として使用していただいてもかまいません。
- ・ 特に③の様式3-1の補足として、技術シーズ等の優位性、研究開発課題についての実施の必要性がわかる説明は、最低限含めるようにしてください。

(⑥について)

- ・ (3)「審査の観点と具体例」を踏まえ、審査員に提案内容のポイント等が分かる内容の10分以内の動画としてください。(動画は、10分間で提案内容を説明する一般的な面接審査のイメージでお考えください。このため、例えば、⑤申請内容のポイントの分かるパワーポイント資料(加えて、必要に応じて①～④)に沿ってページ番号とそれぞれのポイントを説明していただく形が一案となります。)
- ・ 拡張子は通常のパソコン等で見られるものとしてください。
- ・ 一般的な面接審査同様、説明者を中心とした、シンプルな動画としてください。動画における説明者は提案内容を具体的に説明のできる方としてください。説明者のレベルが審査に影響することはありません。

(⑦について)

- ・ 提出は任意です。企業の数をしぼって、中心になる企業のみでも構いません。内容・署名の肩書等についても基準等はありません。
- ・ 本書類は、③の様式3-2の資料を、実現可能性の観点から補完する位置付けです。このため、コミット等に関し具体的であるほど状況を把握するうえでは適切ですが、関係の構築ができていない企業等に、無理に依頼をすることは適切ではありません。あくまでも現在までの企業との関係を踏まえ、提出が可能な範囲でお願いします。企業等からのクレームがあった場合には、審査結果に影響を与えることがあります。

<提出部数>

- ・①～⑤、⑦の資料について正本1部、副本25部

※副本については、資料の番号順に一部ずつ組み、左側2箇所パンチ穴をあけて提出してください。ファイル等にとじる必要はありません。

- ・①～⑤、⑦の資料の電子媒体1セット（DVD-R等1枚にまとめて提出してください。）
- ・⑥の動画の電子媒体5セット（DVD-R等5枚に分けて提出してください。）

※電子媒体はUSBメモリ以外の記録媒体で提出してください。

※DVD-R等については、表面・ケース等に拠点名及び資料名を記載してください。

<提出方法>

- ・提案者は、上記①～⑦について、提出期限までに文部科学省へ郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は宛先面に「地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書類在中」と朱書きのうえ、提出してください。

(締切)

平成28年11月11日(金) 17時 必着

(提出・問い合わせ先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

中央合同庁舎7号館東館15階

文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課

TEL: 03-6734-4194

FAX: 03-6734-4172

E-mail: koubotiiki@mext.go.jp

(2) スケジュール

平成28年10月14日(金)	公募開始
平成28年11月11日(金) 17:00	公募締切
平成28年11月中旬～12月下旬	審査
平成28年12月下旬～平成29年1月上旬 (以降採択された提案の事業者のみ)	採択結果の公表
平成29年1月初旬	交付申請

5. その他

本事業の実施にあたって、事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金交付要綱及び取扱要領などを遵守しなければなりません。特に、本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、本事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。本事業の原資が国費であることに鑑み、事業者内部の管理・監視体制の構築や事業の適正な実施に係るルールの策定などの取組を行っていただきますようお願いします。

なお、本事業の実施期間内又は実施後において、実施状況又は整備後の利用状況等について、文部科学省により調査等が行われる場合があります。